新型コロナウイルス感染症防止のための学校臨時休業に関連した対応について

現在の状況

- 保育所や学童クラブ等について、感染の予防に十分留意した上で、原則として開所するよう区市町村に要請 (2月28日)
 - ⇒ 保育所等については、休園する自治体なし
 - ⇒ 学童クラブを設置する57自治体中、55が開所、51が長期休暇時と同様の時間で開所

区市町村への支援策

- 臨時休校に伴う小学生の居場所確保のための対策として、区市町村が以下の取組を行う場合に都が支援
 - ①学童クラブの開所
 - ・午前中から開所する場合の運営費について、国の支援策に都が上乗せ
 - ②児童館等を活用した居場所の確保
 - ・児童館等に児童の見守り支援を行う職員を配置し、安全・安心な居場所として活用
 - ③保育施設を活用した一時預かりの実施
 - ・認可保育所や認証保育所等に就学児専用スペースを確保し、小学生の一時預かりを実施
 - 4ベビーシッターの活用
 - ・ベビーシッター利用支援事業(最大220時間・42万9千円/月)等の対象に小学生を追加
 - ※いずれも補助率10分の10として実施